

短期で子どもを
預かりませんか



子どもを**短期間**（数日～2ヶ月程度）
ご自宅で預かってくださる**里親**を募集します



「施設」から「家庭の暮らし」へ
群馬県では里親制度を推進しています

群馬県



©群馬県 ぐんまちゃん

「短期預かり里親」を募集しています！

子どもの健やかな成長は、家庭の温かい愛情に支えられています。しかし、さまざまな事情により、一時的に家庭で生活することができない子どもがいます。県では、そのような子どもを、短期間、愛情をもってご自宅で養育していただく短期預かり里親（養育里親）を募集しています。

所定の研修を受けるなど、一定の要件を満たしていれば、特別な資格は必要ありません。欠かせないのは、子どもの養育に対する理解と熱意、そして子どもへの豊かな愛情です。

① 里親制度の現状

さまざまな事情により、自宅で生活できない子どもたちの多くが、児童養護施設や乳児院等で生活しています。里親が不足していることが理由の1つです。

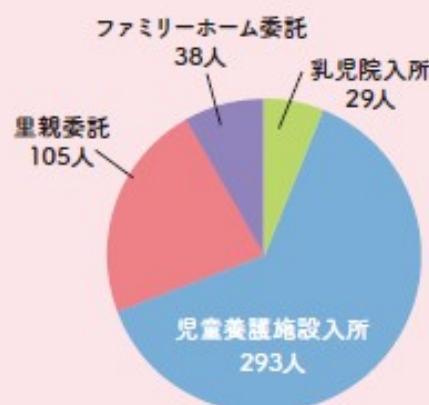
② 対象となる子ども

保護者の傷病による入院や虐待等の事情から一時的（数日～2ヶ月程度）に家族と暮らせなくなった子どもが対象となります。年齢は、原則18歳未満です。

養育をお願いする際、児童相談所から、預ける子どもの様子を伝えて、意向を確認します。

③ 養育費について

子どもの養育をお願いしている期間は、里親手当、生活費、医療費などが、子どもの年齢や人数に応じて公費により支払われます。



群馬県の要保護児童の状況
(令和6年3月31日現在)

④ 里親になるまでの流れ

- 1 児童相談所に相談 相談は随時受け付けていますので、お問い合わせください。
- 2 申請書類を児童相談所に提出 里親制度についてご理解いただき、提出していただきます。
- 3 家庭訪問等の調査 児童相談所職員が、ご自宅を訪問し、確認させていただきます。
- 4 研修の受講（講義研修、施設実習） 里親制度等に関する研修を受講していただきます。
- 5 社会福祉審議会に諮問 里親登録について、社会福祉審議会の意見を聴きます。
- 6 里親認定・登録 5年ごとに更新が必要となります。



⑤ 問い合わせ先

里親制度については、お近くの児童相談所にお気軽にご相談ください。

中央児童相談所

所管地域：前橋市、伊勢崎市、佐波郡
住 所：〒379-2166 前橋市野中町360-1
T E L：027-261-1000 F A X：027-261-7333

北部児童相談所

所管地域：沼田市、渋川市、北群馬郡、吾妻郡、利根郡
住 所：〒377-0027 渋川市金井394（渋川保健福祉事務所内）
T E L：0279-20-1010 F A X：0279-22-2277

西部児童相談所

所管地域：藤岡市、富岡市、安中市、多野郡、甘楽郡
住 所：〒370-0829 高崎市高松町6
T E L：027-322-2498 F A X：027-322-5602

東部児童相談所

所管地域：桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡
住 所：〒373-0321 太田市新田木崎町369-5
T E L：0276-57-6111 F A X：0276-57-6175

高崎市児童相談所

所管地域：高崎市
住 所：〒370-0006 高崎市問屋町4-4-1
T E L：027-345-5193 F A X：027-345-5197

※主に短期間の養育をお願いする里親家庭を「短期預かり里親」と呼びます。短期預かり里親は、群馬県の独自の呼び方です。